

各レンタカー事業者管理者 殿

福岡県商工部観光局観光振興課長

福岡の避密のレンタカー助成事業の参加事業者の募集について

平素より本県の観光振興に関し、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県では、新型コロナウイルス感染症の影響により、深刻な影響を受けた旅行需要を喚起するため、レンタカーを使って県内を周遊していただいた方々を対象に、レンタカー料金の一部を助成する「福岡の避密のレンタカー」事業を令和3年度も実施することとしています。

つきましては、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的にご参加いただきますようよろしくお願い申し上げます。本事業へ参加いただける事業者の方を以下のとおり募集します。

1 福岡の避密のレンタカーの概要

(詳細は別添「福岡の避密のレンタカー助成事業実施要領」を参照)

(1) 事業期間 令和3年7月21日 貸出 ～ 令和4年2月1日 返却 (予定)

※予算がなくなり次第、終了となります。

※事業期間中に、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が適用された場合、また、不要不急の外出自粛や飲食店等の時短要請が行われた場合は、事業を停止します。

(2) 助成条件 (※予算が無くなり次第、終了となります。)

(ア) 県内対象観光施設2箇所を周遊し、専用台紙にスタンプを押印すると1日あたり1台最大3,000円の助成を行います。

※対象観光施設：ふくおかよかどこパスポート登録施設

(イ) レンタカー利用者が、福岡の避密の旅またはGo Toトラベルの宿泊助成を活用して県内宿泊施設に宿泊し、専用台紙にスタンプで押印すると1日あたり1台最大3,000円の助成を行います。

(3) 助成台数 35,060台

2 募集期間

(1) 1次募集

令和3年7月1日(木)～令和3年7月13日(火)(必着)

※令和3年7月21日(水)から事業開始予定となります。

(2) 以降の募集

令和3年7月14日(水)～令和3年12月28日(火)

※申請書受領後、概ね2週間程度で事業開始となります。

本事業への参加を希望される場合は、福岡の避密のレンタカー助成事業実施要領をご参照のうえ、事務局まで「福岡県の避密のレンタカー助成事業取扱事業者申請書」(様式第1号)を電子メールにてご提出ください。

3 送付先・問い合わせ先

福岡の避密のレンタカー事務局

T E L : 0 9 2 - 4 5 1 - 0 6 0 6

F A X : 0 9 2 - 4 5 1 - 0 5 5 0

E m a i l : fukuoka_kankoppt@nta.co.jp

受付時間：9：30～17：30

定休日：土日祝日、年末年始(12/29～1/3)